

改正

平成24年3月30日野々市市告示第49号

平成27年3月31日野々市市告示第49号

平成30年3月30日野々市市告示第58号

令和4年3月31日告示第59号

野々市市有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野々市市（以下「市」という。）の有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告の掲載ができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) その他市長が広告の掲載を認めるもの

(広告掲載の基準)

第3条 広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告主の制限)

第4条 広告の掲載を申し込みできる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団関係者をその業務に従事させている者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、広告主として適当でないと市長が認める者

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載期間、募集方法、掲載料等は、広告媒体ごとに、市長が別に

定めて、広報ののいち及び市のホームページで公表する。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、広告の掲載の申し込みがあったときは、野々市市広告審査委員会に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

(広告主の責務)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、広告の掲載が決定した後に、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに原稿等を提出しなかった場合
- (2) 指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(広告審査委員会)

第9条 広告掲載の可否を審査するため、野々市市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部長をもって充て、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、地域政策部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 委員は、総務課長、市民協働課長及び広告媒体を所管する課長をもって充てる。
- 6 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日野々市市告示第49号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日野々市市告示第49号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日野々市市告示第58号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第59号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。